

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

事業名 市町村認知症ケア人材養成事業費

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(2624)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 449千円(前年度予算額： 449千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	449	0	0	0	0	0	449	0	0
要求額	449	0	0	0	0	0	449	0	0
決定額	449	0	0	0	0	0	449	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・高齢化の進展に伴う認知症高齢者の大幅な増加に伴い、認知症の早期診断・早期対応のための体制整備、医療・介護等の有機的な連携体制の構築が求められている。
- ・平成30年4月より全市町村で活動している認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の人材育成と資質向上のため、市町村を支援する必要がある。

(2) 事業内容

- ・認知症地域支援推進員ネットワーク会議の開催(1回)
- ・認知症初期集中支援チーム員フォローアップ研修の開催(市町村を規模等の基準により3グループに分けて開催)

(3) 県負担・補助率の考え方

医療介護総合確保推進法に基づく県計画において計上。(県負担 1/3)

- (4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	152	講師謝金
旅費	109	講師旅費費用弁償、業務旅費
需要費	24	事務用品費、会議費
役務費	5	郵送代
使用料及び賃借料	159	認知症初期集中支援チーム員研修 会場使用料
合計	449	

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画において「その他の疾病等に対する対策(認知症疾患対策)」として位置付けられている。

- (2) 国・他県の状況

認知症初期集中支援チーム員研修及び認知症地域支援推進員の資質向上の取組については、都道府県が設置する地域医療介護総合確保基金の積極的な活用が示されている。

- (3) 事業主体及びその妥当性

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員は市町村単位で設置されており、好事例の紹介や市町村間のつながりを構築する研修を県が行うことは妥当。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

令和5年度までに全市町村で認知症初期集中支援チームの訪問実績をつくる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
認知症初期集中支援チーム活動実績のある市町村数	0 (H26)	10 (H29)	27 (H30)	33 (R1)	42 (R5)	73.8%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

< 令和元年度 >
 ・ 認知症初期集中支援チーム員フォローアップ研修の実施（3回開催）
 ・ 認知症地域支援推進員ネットワーク会議の開催（1回開催）

（前年度の成果）

< 令和元年度 >
 認知症初期集中支援チーム員フォローアップ研修、認知症地域支援推進員ネットワーク会議によりチーム員と推進員の活動支援及び資質向上につながった。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	高齢化の進展に伴う認知症高齢者の大幅な増加に伴い、認知症の早期診断・早期対応のための体制整備、医療・介護等の有機的な連携体制の構築が求められている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	養成した人材が、各市町村において認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員として活動し、フォローアップにより活動実績が少しずつ伸びてきている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	各地域の実態に合わせて県が広域的に研修を行うことで効率化が図られている。

(今後の課題)

設置したばかりの認知症初期集中支援チームの活動及び認知症地域支援推進員の取組みが進んでいないところもあるため、引き続き支援が必要。

(次年度の方向性)

今後もネットワーク会議やフォローアップ研修を通じて市町村の取組みを支援していく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

事業名 認知症初期集中支援チーム加速化推進事業費 (アドバイザー派遣事業)
--

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(2624)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 258千円(前年度予算額： 258千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	258	129	0	0	0	0	0	0	129
要求額	258	129	0	0	0	0	0	0	129
決定額	258	129	0	0	0	0	0	0	129

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

初期の認知症の人や支援の初期段階において、集中的に訪問や医療・介護へのつなぎ役を担う認知症初期集中支援チームは、平成30年度までに全市町村で設置されたが、設置したばかりのこともあり市町村間で活動に差が生じている。

そのため、チームの活動が低調な市町村等の底上げを図り、活動を支援する必要がある。

(2) 事業内容

各市町村の開催する、認知症初期集中支援チーム員会議やチームの具体的な活動方法を話し合う会議等に専門職(アドバイザー)を派遣し、個別支援の対応手法や地域の課題解決に向けた対応のための助言等を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

国庫負担 1 / 2 (介護保険事業費補助金)

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	130	アドバイザー報償費(5市町村分)
旅費	119	アドバイザー旅費、業務旅費
需用費	6	消耗品費
役務費	3	郵送代等
合計	258	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画「その他の疾病等に対する対策(認知症疾患対策)」に位置付けられている。

(2) 事業主体及びその妥当性

県外を含む先進事例や有効な取組に関する情報を収集し、管内市町村における認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、県が実施主体となることが適切である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

県内の認知症認知症初期集中支援チームについて、各自治体への専門職派遣による活動実績の向上及び円滑なチーム運営を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目標	達成率
認知症初期集中支援チーム実績の向上した市町村数	0 (H30)	(H)	(H)	2 (R1)	5 (R3)	40%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

< 令和元年度 >
認知症初期集中支援チームアドバイザー派遣活用実績 2市

（前年度の成果）

個別の市への認知症初期集中支援チームに対するアドバイスにより、地域にあった活動体制の構築につながっている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	認知症初期集中支援チームは設置したばかりのため活動が進んでいない市町村があり、チームの活動を支援する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	過去の実績がないため令和元年度は活用を希望する市町村が少なかったが、今後は実績をもとに希望する市町村が増加すると思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	認知症初期集中支援チームは市町村によって課題が異なるため、個別にアドバイザーを派遣することが求められており、支援を必要とする市町村のみを対象として実施することで効率性を図る。

(今後の課題)

各市町村が認知症初期集中支援チームの活動の進め方について理解し、適切にチームを活用していく必要がある。

(次年度の方向性)

すべての市町村において認知症初期集中支援チームの活動が実施できるようになるまで支援を行っていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 特定診療科医師確保研修資金貸付金事業費

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 医療人材確保係

電話番号：058-272-1111(内 2626)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 30,000千円(前年度予算額：26,400千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	26,400	0	0	0	0	0	26,400	0	0
要求額	30,000	0	0	0	0	0	30,000	0	0
決定額	30,000	0	0	0	0	0	30,000	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

全国的に医師不足が継続している中、特に産婦人科・小児科・救急科・麻酔科(以下「特定診療科」)の医師の不足感が大きく、この傾向は県内でも同様であり、当該診療科医師の増加・診療科偏在の解消が必要となっている。

(2) 事業内容

特定診療科の専門医認定後、県内の医療機関において勤務する意思のある特定診療科の専攻医に対して、特定診療科医師研修資金の貸付けを行う。

専門医認定後に一定期間、県内医療機関で特定診療科の専門医として勤務した場合は、返還を免除する。

【貸付対象者】

日本国内で特定診療科の専門研修を行う専攻医

【貸付金額】

産婦人科：年額 2,400 千円

小児科・救急科・麻酔科：年額 1,200 千円

【所要経費】

・新規分 12,000 千円（@2,400 千円×2名+@1,200 千円×6名）

・継続分 18,000 千円（@2,400 千円×4名+@1,200 千円×7名）

(3) 県負担・補助率の考え方

事業費全額について地域医療介護総合確保基金を充当

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
貸付金	30,000	将来県内で特定診療科の医師として勤務する専攻医への貸付け
合計	30,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県長期構想

第7期保健医療計画

(2) 国・他県の状況

20府県で同様の専攻医に対する研修資金の貸付けを実施

(3) 後年度の財政負担

地域枠の増員が認められている令和元年度入学生が専門研修を修了するまで（令和11年度）継続

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 特定診療科の専門研修を行う専攻医に研修資金を貸し付け、県内勤務を義務づけることにより、特定診療科の医師不足を解消し、地域医療の確保及び医師の育成・県内定着を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
人口 10 万人 対医療施設 従事医師数	173.0 人 (H18)	195.4 人 (H24)	208.9 人 (H28)	215.1 人 (H30)	235.9 人 (R5)	91.1%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 令和 2 年度においては、以下のとおり貸付けを行った。
 産婦人科 4 名、小児科 1 名 救急科 1 名

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 産婦人科の専門研修は 3 年、麻酔科の専門研修は 4 年であり、研修修了後に試験及び審査を合格して専門医認定を受けるため、4、5 年後には県内で専門医として勤務する予定である。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	不足状況が続く産婦人科・小児科・救急科・麻酔科の医師の確保に繋がる事業であり、必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	医学生修学資金受給者以外の専攻医も対象としており、医師確保に繋がっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	ホームページでの募集により、全国の研修医・専攻医に周知をしている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 県内では全ての診療科において医師不足であるが、特に産婦人科・小児科・救急科・麻酔科の医師不足感が大きい状況にある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 医師不足診療科の解消に向けた地域医療確保のための施策であり、また一方で、地域医療に貢献する意思のある地域枠学生が令和元年度まで認められていることから、当該学生が専門研修を修了するまで実施する必要がある。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 医師版移住定住促進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 医療人材確保係

電話番号：058-272-1111(内 2625)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,200 千円(前年度予算額：1,200 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,200	0	0	0	0	0	0	0	1,200
要求額	1,200	0	0	0	0	0	0	0	1,200
決定額	1,200	0	0	0	0	0	0	0	1,200

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

県内の医師数は全国平均数を大きく下回っており、医師不足は深刻な状態となっている。

人口10万人あたり医療施設従事医師数	全国平均	240.1人
"	岐阜県	208.9人

県内での医師の育成、定着については、初期臨床研修医や専攻医の確保対策として既に様々な取り組みを行っている。今後は、県内外の都市部で勤務している医師を岐阜県へ呼び込むことにより、さらに医師数を増やしていく必要があり、なかでも、へき地の医療機関や岐阜圏域以外の医療機関に勤務できる経験豊富な医師を確保する必要がある。

(2) 事業内容

ア 県内外の都市部等で勤務している比較的高齢な医師や岐阜県に興味を持つ医師と個別面談及び視察体験等の実施

イ 医師確保に向けた市町村の体制の底上げを図るため、県とへき地診療所

を抱える市町村で構成する医師の移住定住研究会を設置
ウ 岐阜県の地域医療の勤務を紹介するリーフレットの作成・配布

(3) 県負担・補助率の考え方
・ 県単独事業

(4) 類似事業の有無
移住定住プロジェクト推進費（清流の国づくり政策課）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	625	医師のマッチング等招聘旅費、職員面談旅費
需用費	476	リーフレット作成、資料代等
役務費	53	通信運搬費
使用料及び賃借料	46	研究会会場借上げ
合計	1,200	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

人づくり分科会における人材確保・育成施策として議論・検討されている。

(2) 国・他県の状況

地域医療視察・体験事業（北海道）

(3) 後年度の財政負担

都市部から医師の流入を図る取組であることから、へき地に勤務する医師が十分に確保できるまでは継続する必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

県が中心となって、市町村個別の医療機関のリクルートには限界があり、県として岐阜県の医療全体をPRし、岐阜県での勤務に興味がある医師の情報を収集する必要がある。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 県外で勤務している医師を岐阜県に呼び込み、地域医療に従事する医師を増やし、どの地域にあっても、誰もが不安なく医療が受けられる体制を整える。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
医師視察人数	(H)	0人 (H31)	2人 (R2)	- (R)	10人 (R4)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 県ホームページによる周知及びリーフレットの作成・配布を予定している。
 また、次年度における新規事業について検討をした。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 岐阜県の地域医療に興味のある県外医師に対して、岐阜県での移住を考えてもらう契機となった。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	県外医師の確保が県内の医師不足の解消につながるため、必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	研究会の立ち上げ及びリーフレットの作成段階のため、現時点では有効性が判断できない。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価) ○	地元出身医師へ効果的にアプローチするため、へき地診療所を有する市町村を研究会の構成メンバーとしている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 リーフレットの活用状況を踏まえ、課題等を把握し、改善等の検討及び事業評価を行う。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか へき地診療所等の医師確保のため、少なくとも当面一定の期間は継続し、事業効果を評価してその後の継続の要否を検討する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名	総合診療科医師確保研修資金貸付金事業費 (地域医療介護総合確保基金)
------------	---

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 医療人材確保係

電話番号：058-272-1111(内2626)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,800千円(前年度予算額：4,800千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,800	0	0	0	0	0	4,800	0	0
要求額	4,800	0	0	0	0	0	4,800	0	0
決定額	4,800	0	0	0	0	0	4,800	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

県内のへき地における医療については、医師数が他の地域に比べて少なく、各地域で患者のニーズに応じ、横断的・総合的に診療できる医師が求められている。また、近年の高齢化に伴い、複数疾患を持つ高齢者が増加することが予想され、医師不足地域で働く総合診療科の医師の増加・資質向上が必要となっている。

(2) 事業内容

総合診療科の専門医認定後、県内の岐阜圏域以外の過疎地等の医療機関において勤務する意思のある総合診療科の専攻医に対して、研修資金の貸付けを行う。

専門医認定後に一定期間、岐阜圏域以外の過疎地域等の医療機関()で総合診療科の専門医として勤務した場合は、返還を免除する。

医学生修学資金「地域医療コース」の対象となる市町村にある医療機関
【貸付対象者】

日本国内で総合診療科の専門研修を行う専攻医

【貸付金額】

総合診療科：年額 2,400 千円

【所要経費】

・新規分 4,800 千円（定員 2 名）

（ 3 ） 県負担・補助率の考え方

・県単独事業

（ 4 ） 類似事業の有無

医師不足診療科の解消を目的としている特定診療科医師研修資金がある。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
貸付金	4,800	将来県内で総合診療科の医師として勤務する専攻医への貸付け
合計	4,800	

決定額の考え方

4 参考事項

（ 1 ） 各種計画での位置づけ

岐阜県長期構想

第 7 期保健医療計画

（ 2 ） 国・他県の状況

8 府県で同様に総合診療科の専攻医に対する研修資金の貸付けを実施

（ 3 ） 後年度の財政負担

医師不足地域の医療機関に勤務する総合診療科医が十分に確保できるま
では継続する必要がある。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 総合診療科の専門研修を行う専攻医に研修資金を貸し付け、県内医師不足地域で勤務することを義務づけることにより、県内医師の地域偏在、総合診療科の医師不足を解消し、地域医療資質向上及び医師の育成・県内定着を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
人口 10 万人 対 医療 施設 従事 医師 数	173.0 人 (H18)	195.4 人 (H24)	208.9 人 (H28)	215.1 人 (H30)	235.9 人 (R5)	91.1%

指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 岐阜県総合診療科医師研修資金についてのチラシの作成、岐阜県公式ホームページでの広報を行い、1名の貸し付けにつながった。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 総合診療科の専攻医 1 名に研修資金の貸し付けを行ったことで、今後岐阜県への定着につながると考えられる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	地域のニーズの高い総合診療科医の確保に繋がる事業であり、必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	令和2年度は1名の研修医に研修資金の貸し付けを行うことができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	岐阜県公式ホームページでの広報、病院関係者との面談の際に周知を行った。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 貸付に結び付いた研修医は未だ1名のみである。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県内医師の地域偏在、総合診療科の医師不足を解消し、地域医療資質向上及び医師の育成・県内定着を図るため、継続すべき事業である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 小児在宅医療推進事業費

(地域医療介護総合確保基金事業)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係

電話番号：058-272-1111 (内 2628)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,050 千円 (前年度予算額：2,998 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,998	0	0	0	0	0	2,998	0	0
要求額	4,050	0	0	0	0	0	4,050	0	0
決定額	4,050	0	0	0	0	0	4,050	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

全国的に、医療技術の進歩等により出生時の救命率が向上する一方で、医療的ケアを要する重度障がい児のNICU(新生児集中治療室)等での入院の長期化が、限られた急性期病床を圧迫する原因になっており、容体安定後の在宅へのスムーズな移行が課題となっている。

この課題に対応するためには、NICUを持つ急性期病院と、地域の医療、看護、福祉、行政等が連携した在宅支援体制の充実が不可欠である。

(2) 事業内容

小児在宅医療研究事業費 (R2:2,298千円 R3:3,350千円)

- ・小児在宅医療体制の充実に向け、県内外の医療・看護・福祉・教育・行政等の関係者が一堂に会して情報を共有しつつ、相互に理解を深め顔の見える関係を構築する場づくりとして、岐阜県小児在宅医療研究会(東海三県小児在宅医療研究会)を開催する。
- ・また、全県域版のみならず、各圏域における医療・看護・福祉・教育・行政の関係者による多職種連携体制の構築に向け、圏域版の小児在宅医

療研究会を開催

- ・病院から在宅への移行など、地域によって支援の取組みは様々であることから、地域の特色に応じた支援体制の構築と連携体制の強化を図る。

障がい児者支援を考える公開連続講座開催事業費 (R2:700千円 R3:700千円)

- ・障がい児者医療に携わる県内外の医師、看護師、理学療法士等を講師として招聘し、医療・福祉・教育等の関係者が、障がい児者支援の理解を深める場としての公開連続講座を開催する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・地域医療介護総合確保基金を活用した県単独事業として実施する。

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	666	小児在宅医療研究会等謝金
旅費	370	講師等費用弁償、業務旅費等
需用費	165	研修資料、会議費、印刷製本費等
役務費	210	会議録作成、通信運搬費等
委託料	1,987	小児在宅医療研究会
その他	652	会場使用料
合計	4,050	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

NICU（新生児集中治療室）で長期の療養を要した児などが在宅医療に移行する際、自宅および地域で安心して療養、生活できるよう、関係機関が連携して在宅医療を支える体制構築を目指す。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
小児在宅医療研究会参加者数	0人 (H24)	3,120 (H29)	3,837 (H30)	4,597 (R1)	5,200 (R3)	88.4 %

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

< R1 年度の取組 >

- ・ 岐阜県小児在宅医療研究会、東海三県小児在宅医療研究会の開催
- ・ 圏域版小児在宅医療研究会の開催（西濃圏域（大垣市））
- ・ 障がい児者医療・福祉を理解する連続公開講座の開催

(前年度の成果)

< R1 年度の成果 >

- ・ 岐阜県内外の小児在宅医療の関係者が一堂に会する岐阜県小児在宅医療研究会を令和元年 12 月 8 日に開催。在宅重症心身障がい児者の支援に携わる方々の顔の見える関係づくりを通じて相互の知見やノウハウの共有を図った。
- ・ 令和元年 8 月から令和 2 年 1 月まで毎月 1 回、障がい児者医療に携わる県内外の医師、看護師、理学療法士等を講師に、医療・福祉関係者や県民延べ 984 名が障がい児者支援を考えるための公開連続講座を受講した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、 ：必要性が低い</p>	
（評価）	<p>医療技術の進歩等により出生時の救命率が向上する一方で、NICU（新生児集中治療室）等での入院の長期化が、限られた急性期病床を圧迫する原因になっており、容体安定後の在宅へのスムーズな移行が課題となっている。</p> <p>この課題に対応するためには、NICUを持つ急性期病院と、地域の医療、看護、福祉、行政等が連携した在宅支援体制の充実が不可欠である。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、 ：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
（評価）	<p>これまで開催した小児在宅医療研究会（東海三県、圏域別含む）に約4,500名の関係者が参加し、これまで相互のつながりがなかった地域や職種を超えた連携強化が図られた。</p> <p>障がい児者支援の理解を深めるための公開連続講座にこれまで延べ6,713名（H26～R1）が参加し、医療・福祉・教育等の関係者がそれぞれ障がい児者の支援や取組みについて考える意識の醸成につながった。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、 ：向上の余地がある</p>	
（評価）	<p>これまで、難病対策や障がい福祉、医師・看護師確保対策など分野別の取組みはあったが、本事業によって小児在宅医療推進に焦点を当てた横割り横断的な取組みとすることで、無駄のない効率的な取組みとしている。</p> <p>また、国の地域医療介護総合確保基金を活用し、県の財政負担を抑制しながら、充実した内容の事業を行うこととしている。</p>

（今後の課題）

<p>・重度障がい児等の在宅医療を担う人材確保と多職種連携による相互支援ネットワーク強化。</p>

（次年度の方向性）

<p>・医療・福祉・教育など職種を超えた相互支援体制等の更なる推進を図る。</p>

（他事業と組み合わせる場合の事業効果）

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【 課 】</p>
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 在宅医療連携推進会議運営費（基金）
（地域医療介護総合確保基金）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部医療福祉連携推進課在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111（内2623）

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 600千円（前年度予算額：863千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	863	0	0	0	0	0	863	0	0
要求額	600	0	0	0	0	0	600	0	0
決定額	600	0	0	0	0	0	600	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

第7期岐阜県保健医療計画において、在宅医療の推進を施策の柱の一つとしている。施策の実施に当たっては、在宅医療及び介護の関係者との協力が必要である。

(2) 事業内容

岐阜県保健医療計画において位置づけられた在宅医療の推進について、県の施策を効果的に実施するため、関係者事業者団体等を構成員とした会議を開催し、目標に対して県の事業が効果的に行われているかを検証し、併せて効果的に事業を実施するための方策について検討する。

(3) 県負担・補助率の考え方

医療介護総合確保推進法に基づく県計画において、負担率10/10の事業として計上。

- (4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	315	委員謝金
旅費	178	委員費用弁償、関係者打ち合わせ
需用費	32	
消耗品費	(17)	消耗品費等
会議費	(15)	会議費等
役務費	13	通信運搬費
使用料	62	会議室使用料
合計	600	

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画

在宅医療対策

「関係機関による協議会を設置し、関係機関の連携強化を図ります。」

- (2) 事業主体及びその妥当性

保健医療計画に基づく在宅医療対策として、在宅医療を推進するもの。

- (3) 後年度の財政負担

医療介護総合確保推進法に基づく県計画として計上し、実施していく。

- (4) 事業主体及びその妥当性

県の在宅医療施策についての会議であるため、県が費用を負担することは妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
県レベルでの多職種連携体制の構築を図っていきたい。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

県の事業について検証すること自体を目的とするものであり、指標を設定するのにそぐわない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
令和2年度岐阜県在宅医療連携推進会議部会
（2回開催予定（書面開催含む））

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
関係団体の意見も踏まえながら、県の在宅関連事業を進めることができる。また、県内における在宅医療の多職種連携の現状を知ることができる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	保健医療計画において位置づけられた在宅医療の推進について県が行う事業について評価するには、関係事業団体等から意見を聴くことが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	県の在宅医療関連事業について、関係団体からの意見を踏まえて実施することができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	医療、介護の両分野の関係団体から推薦を受けて委員を選出している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 訪問診療を実施する医療機関の増加や地域的な偏在解消等を図るため、評価指標を分析し、今後の県の在宅医療提供体制を構築していく必要がある。 また、診診連携や医看連携を推進し、24時間体制の在宅医療提供体制を構築していく必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 保健医療計画に定める目標を達成するため、関係者からの意見を聴き、県の在宅医療施策を検証し、必要な事業を行っていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 理学療法士等人材育成研修事業費

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(2624)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,250千円(前年度予算額： 1,250千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,250	0	0	0	0	0	1,250	0	0
要求額	1,250	0	0	0	0	0	1,250	0	0
決定額	1,250	0	0	0	0	0	1,250	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・高齢化の進展等により、リハビリテーションの対象者についても今後増加すると考えられ、在宅医療・介護分野において、理学療法士等のリハビリテーション専門職の果たす役割の重要性は高まっている。
- ・在宅医療・介護や地域包括ケアの知識や技術を備えた理学療法士等のリハビリテーション専門職を育成し、岐阜県の在宅医療提供体制構築にあたり、一定の役割を担っていただくことが必要である。

(2) 事業内容

委託先 岐阜県理学療法士会

- ・地域包括ケアシステム推進リーダー研修会の開催
- ・訪問リハビリテーション実務者研修会の開催
- ・訪問リハビリテーション情報共有研修会の開催
- ・言語障害リハビリテーション研修会

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・医療介護総合確保推進法に基づく県計画において、負担率 10/10 の事業として計上。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,250	研修会開催業務の委託
合計	1,250	基金(区分2)

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第7期岐阜県保健医療計画
保健医療従事者の確保・育成
その他の保健医療従事者 に位置付けられている。

(2) 国・他県の状況

- ・医療介護総合確保推進法に基づく県計画として、国の承認を得る予定。

(3) 後年度の財政負担

- ・医療介護総合確保推進法に基づく県計画として計上し、実施していく。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・研修の実施には、在宅医療・介護及び訪問リハビリテーションに対する知識等を有している必要があり、(公社)岐阜県理学療法士会に委託して実施する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・ 地域包括ケアシステム推進リーダーの育成
- ・ 訪問リハビリテーション実務者の養成

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
地域包括ケアシステム推進リーダー研修受講者数	0 (H)	53 (H29)	72 (H30)	43 (R1)	増加 (R3)	%
訪問リハビリテーション実務者研修受講者数	0 (H)	55 (H29)	61 (H30)	40 (R1)	増加 (R3)	%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・ 地域包括ケアシステム推進リーダー研修会 3回開催
- ・ 訪問リハビリテーション実務者研修会 2回開催
- ・ 訪問リハビリテーション情報共有研修会 2回開催
- ・ 言語障害リハビリテーション研修会 1回開催

（前年度の成果）

地域包括ケアシステムの推進と訪問リハビリテーションを担うリハビリテーション専門職を育成することができた。

介護系職種に対する訪問リハビリテーションの情報提供により、在宅サービスでの訪問リハビリテーションの重要性等を周知できた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	在宅医療提供体制の構築にあたり、理学療法士等のリハビリテーション専門職に一定の役割を担ってもらうため、その人材育成が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	地域包括ケアシステムの推進と訪問リハビリテーションを担う人材育成のための研修を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	研修内容の検討、講師の選定等については、専門家集団に委ねるべきであり、しかるべき団体に委託して実施している。

(今後の課題)

育成した人材が地域の在宅医療・介護の現場で活動できるような連携体制の構築が求められる。

(次年度の方向性)

基金計画として計上し、継続的に人材育成を行っていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 言語聴覚士確保対策事業費

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 医療人材確保係

電話番号：058-272-1111 (内 2626)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 300 千円 (前年度予算額：300 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	300	0	0	0	0	0	300	0	0
要求額	300	0	0	0	0	0	300	0	0
決定額	300	0	0	0	0	0	300	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

言語聴覚士は、音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者に対し、その機能の維持向上を図るための訓練等を行うリハビリテーション専門職である。近年、脳卒中等の病気や交通事故による失語症等への対応にその専門性が求められているが、比較的新しい国家資格であり、社会的認知度は低く、担い手不足の状況にある。

そのため、言語聴覚士の社会的認知度を向上させ、担い手を確保する必要がある。

(2) 事業内容

中・高生等に対する出前講座や言語聴覚士の資格取得者向けの公開講座を行うことで、言語聴覚士の仕事内容やその専門的機能を啓発し、言語聴覚士の育成を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

事業費全額について地域医療介護総合確保基金を充当

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	300	言語聴覚士の認知度向上、担い手確保に要する経費
合計	300	

決定額の考え方

4 参考事項

(2) 国・他県の状況

言語聴覚士のみを対象とした事業は、他都道府県では実施していない。

(3) 後年度の財政負担

地域医療介護総合確保基金を活用し、県内の言語聴覚士数の推移を見ながら、事業内容を検討していく。

(4) 事業主体及びその妥当性

医療介護総合確保総合推進法に基づき、医療介護の双方に必要な職種の育成であり、県が主体となって育成・確保を推進していく。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 言語聴覚士の認知度を向上させることにより、言語聴覚士数の増加を図ります。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
人口10万人対病院勤務言語聴覚士数	8.5 (H27)	(H)	(H)	9.7 (H28)	11.2 (R3)	86.6%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 言語聴覚士の人材育成・確保するため、以下のとおり言語聴覚士出張講座を開催する。
【開催予定学校】：郡上北高等学校、県立岐阜商業高校
 （令和2年度10月現在）
 （令和元年度実施高校：5校）
【参加者数】：令和元年度 114名
 平成30年度 135名

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 講義参加者から、講義内容について満足するとともに言語聴覚士及び言語聴覚士養成大学への興味を持つようになったとの感想があり、学生が社会的認知度の低い言語聴覚士という職業に触れる機会を創出し、将来的に従事しようとするきっかけとなっていると言える。今後講義参加者が大学を卒業し、岐阜県の言語聴覚士に実際に従事することが期待される。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い
(評価)	事業開始前の人口10万人対病院勤務言語聴覚士数が8.5人で全国39位と低位にあることから、確保が喫緊の課題であり、県が支援を行うことが妥当である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない
(評価)	平成28年度時点での県内人口10万人対病院勤務言語聴覚士数は9.7人、目標達成率は86.6%に達しており、効果が表れている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある
(評価)	県内高校の進路指導主事が一堂に会する進路指導会議や、校長会等で周知、依頼を行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 言語聴覚士について啓発し、目指す者を増やした後、県内で勤務してもらうための施策についても検討が必要。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 医療や介護の現場からの強いニーズがあり、岐阜県長期構想目標数値を含む一定の成果を挙げるまで継続すべき事業である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 退院支援担当者養成研修事業費 (地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2623)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,100 千円 (前年度予算額：1,100 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,100	0	0	0	0	0	1,100	0	0
要求額	1,100	0	0	0	0	0	1,100	0	0
決定額	1,100	0	0	0	0	0	1,100	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築が急がれている。高齢者等が要介護状態になり、医療機関から在宅療養移行又は転院する際、医療機関の退院支援担当者が中心となり、在宅支援機関(かかりつけ医・ケアマネージャー、訪問看護師等)と調整する必要がある。

しかし、岐阜県において、退院支援担当者を配置している医療機関は全国平均値を下回っているのが現状である。

人口10万人対の退院支援担当者配置状況(H29)

病院：岐阜県 2.5 全国：2.9、診療所：岐阜県 0.2 全国：0.4

より多くの医療機関に退院支援担当者を配置し、円滑な在宅療養生活に移行できるよう、その養成を図り、切れ目のない在宅医療・介護を提供する体制の充実化を図る。

(2) 事業内容

医療機関の看護師、社会福祉士を対象に退院支援に必要な知識と技術を習得

するための研修を実施する。

(他県の状況(H30時点))

実施：三重県、石川県

未実施：愛知県、静岡県、富山県

(3) 県負担・補助率の考え方

医療介護総合確保推進法に基づく県計画において、県事業として位置付ける予定の事業である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,100	研修会開催に要する報償費、費用弁償 他
合計	1,100	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画

退院支援担当者を配置する医療機関の増加及び病診連携、医療・介護連携強化を図るため、退院支援担当者養成研修を実施する。

(2) 国・他県の状況

・人口10万人対の退院支援担当者配置状況(H29)

病院：岐阜県2.5 全国：2.9、診療所：岐阜県0.2 全国：0.4

(3) 後年度の財政負担

・平成31～33年度の3年間、養成研修を実施し、効果測定を行い、見直しを行う。

(4) 事業主体及びその妥当性

・退院支援担当者は主に看護師がその役割を担うことから、看護師の職能団体であり、看護師の資質向上等を目的とする岐阜県看護協会に委託する。

・岐阜県看護協会は教育等看護の向上に関する事業を行う団体であり、主体としては妥当である。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

切れ目のない在宅医療・介護を確実に提供するため、医療機関から円滑な在宅療養生活への移行を支援する退院支援担当者を養成する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
退院支援担当者を配置している医療機関数	52 (H30)	58 (H32)	61 (H35)	52 (H30)	58 (R3)	85%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・平成 30 年度において、円滑な在宅療養生活に移行できるよう、医療圏内の入院医療機関及び在宅支援機関等が共通のルールに従った退院支援を行うため、岐阜医療圏で退院支援ルールを策定。令和 1 年度は西濃医療圏で策定。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
医療圏内統一の退院支援ルールを策定することにより、退院後、医療・介護サービスが途切れることがなくなると見込まれ、ルールを多職種を中心となって運用する退院支援担当者の役割はますます増大すると見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	医療機関に入院する患者が在宅において切れ目のない医療を受けるためには退院支援は欠くことのできないものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	退院支援ルールにより、多職種の中心的存在として、退院支援を担う退院支援担当者の役割によって、切れ目のない在宅医療の提供ができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	一次医療圏を担う市町村よる退院支援担当者養成は非効率であり、県が広域的な観点から養成することが効率的である。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 経営規模が小さい有床診療所においては退院支援担当者配置が困難であることが予想されるが、診療報酬上の退院支援担当者に位置付けることは不可能であるものの、退院支援に係る知識・技術を習得させる。
--

(次年度の方向性)

平成 31～令和 3 年度まで退院支援担当者養成研修を実施し、事業効果測定。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 在宅医療・介護連携推進事業評価指標分析研修事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部医療福祉連携推進課在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111 (内 2623)

E-mail： c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 230 千円 (前年度予算額：230 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	230	230	0	0	0	0	0	0	0
要求額	230	230	0	0	0	0	0	0	0
決定額	230	230	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業は、医療・介護資源の把握や各市町村の課題抽出及び課題解決に向けた対応案検討が基本的な取組みである。

市町村は退院支援から看取りまでの各ステージにおいて、診療報酬情報等を基に医療・介護資源等を評価指標化し、指標を分析することにより、効果的な課題抽出や解決に向けた施策立案が求められている。

評価指標の分析方法について、市町村職員向けに評価指標分析研修を実施する。

(2) 事業内容

大学教授等による評価指標分析研修を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

平成30年度、新たに創設された「保険者機能強化推進交付金(都道府県分)」を財源で実施する。評価指標分析研修は同実施要綱 3-(2)に規定さ

れた事業であり、同交付金は国庫 10/10 である。

- (4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	104	研修講師報償費（大学教授）
旅費	69	業務旅費及び費用弁償
需用費	11	消耗品、会議費
使用料	46	会場使用料
合計	230	

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 各種計画での位置づけ

第 7 期（次期）岐阜県保健医療計画

「市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業を広域的に支援するため、在宅医療、介護の知識を学ぶ研修を実施する。」

- (2) 国・他県の状況

国においては、平成 30 年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、都道府県が行う評価指標分析研修等について財政支援を実施。

他県の実施状況：石川県、富山県

- (3) 後年度の財政負担

市町村職員の人事異動を考慮し、毎年度開催する。

- (4) 事業主体及びその妥当性

県直轄で実施する。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
市町村の課題抽出等に資するよう評価指標分析を実施し、在宅医療・介護連携推進事業を充実・強化する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
課題抽出や対応策検討を行う市町村数	0 <small>（H30）</small>	<small>（ ）</small>	<small>（ ）</small>	36 <small>（R1）</small>	42 <small>（R3）</small>	86%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
・平成 30 年 7 月、県独自の評価指標分析方法により分析を試行し、市町村に提示。
・平成 31 年 3 月、厚生労働省主催の評価指標分析研修を受講。
・令和元年 11 月、大学教授を講師として市町村職員向け分析研修開催。
・令和 2 年、各市町村に対し、課題抽出状況等調査を実施予定。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
継続的に市町村による課題抽出等の取組状況を把握し、必要な研修を開催することで、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築や在宅医療・介護連携推進の構築を図ることができる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	在宅医療・介護連携推進事業を推進していく上で、効果的な課題抽出のための評価分析は必要であり、研修実施は県の市町村支援策として、その必要性は極めて高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 評価指標分析の基礎となる診療報酬・介護報酬データの入手について、県国保連合会との調整が必要となる。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 評価指標分析結果を市町村が他市町村に事例紹介する等、研修内容を見直す。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	【 課 】

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 診療報酬情報加工委託料

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部医療福祉連携推進課在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内2623)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 550千円(前年度予算額：170千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	170	0	0	0	0	0	0	0	170
要求額	550	550	0	0	0	0	0	0	0
決定額	550	550	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築が急がれ、平成30年4月から市町村は、在宅医療・介護連携推進事業を実施している。

在宅医療・介護連携推進事業はPCDAサイクルにより、効果的・効率的実施が求められ、計画(Plan)の段階では現状把握や課題の抽出を行う必要がある。

現状把握・課題抽出は診療報酬情報等を分析することにより、より効果的に行うことができるため、県は平成28年度より県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」)の協力の下、市町村が入手困難な診療報酬情報を国保連から入手し、市町村に提供している。

現在、診療報酬情報は月単位での提供を行っているが偶然性等を排除できず、経時的な分析が困難であり、正確な現状把握等が行えていない。

そのため、年単位の診療報酬情報を国保連から入手し、市町村に提供するため、データ加工に要する経費を要求する。

令和元年度までは、国保連の保守内で対応できたが、今後も継続的にデータ提供を行うため、システム開発経費が必要となる。

(2) 事業内容

国保連が有する診療報酬情報を年単位で入手するため、国保連にデータ加工委託に要する経費を支払う。

[診療報酬情報の内容]

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| (1) 往診料 | (11) 入退院支援加算 |
| (2) 在宅患者訪問診療料 | (12) 在宅ターミナルケア加算 |
| (3) 在宅患者訪問看護・指導料 | (13) 看取り加算 |
| (4) 歯科訪問診療料 | (14) 死亡診断加算 |
| (5) 訪問歯科衛生指導料 | (15) 小児在宅患者訪問口腔リハ指導
管理料 |
| (6) 在宅患者訪問リハ指導管理料 | (16) 歯科訪問診療補助加算 |
| (7) 在宅患者訪問薬剤管理指導料 | (17) 栄養サポートチーム等連携加算 |
| (8) 在宅患者連携指導料 | (18) 周術期等口腔機能管理料 |
| (9) 在宅患者共同診療 | (19) 口腔機能管理加算 |
| (10) 訪問看護指示料 | |

(3) 県負担・補助率の考え方

在宅医療・介護連携推進事業は市町村事業であるが、県には当該事業について市町村支援が求められており、広域の見地から県がデータ提供に要する費用を負担する。

平成 30 年度創設「保険者機能強化推進交付金（都道府県分）」を財源

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	550	データ抽出用 SQR のシステム開発・製造・テスト（修正版）、本番検証、データ提供にかかる経費
合計	550	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第 7 期岐阜県保健医療計画

記載なし

(2) 国・他県の状況

・東海北陸厚生局管内で市町村に診療報酬情報を提供している県なし

ただし、国は各県に市町村に対する診療報酬情報の分析支援を求めており、各県は診療報酬情報の提供を進めている。

(3) 後年度の財政負担

・次年度以降においても、市町村へ診療報酬情報を提供するため、継続的な費用負担を予定している（年 200 千円）。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
市町村の在宅医療・介護連携推進事業を効果的に推進し、県全体の切れ目のない在宅医療提供体制の構築・整備を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

情報データ加工委託に要する経費であり、指標設定は困難

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 ・令和2年3月、市町村に対し、年単位（平成30年3月～平成31年3月分）の診療報酬情報を提供。
 ・令和2年12月、市町村に対し、年単位（平成31年4月～令和2年3月分）の診療報酬情報を提供予定。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
市町村には月単位の診療報酬情報を提供するとともに、分析を行い、他市町村との比較から現状（医療資源・医療サービス）を客観的に把握することができるよう支援。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	在宅医療・介護連携推進事業はPlan(計画立案)の前提として、正確な現状把握・課題抽出が必要であり、そのためには診療報酬情報による分析が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	診療報酬情報を分析することにより、各市町村の在宅医療提供体制が県としても把握でき、県全体の在宅医療施策にも資する。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	市町村が単独で診療報酬情報を入手することは非効率であるとともに、現実として困難。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 厚労省から示される評価指標（診療報酬情報等）分析ガイドラインを踏まえ、より正確な分析を行う必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 別途、要求している在宅医療・介護連携推進事業評価指標分析研修事業（要求額：230千円）により、市町村向けに評価指標（診療報酬情報）分析研修を実施

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 看護師実習指導者講習会開催費 (地域医療介護総合確保基金)
--

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 看護係 電話番号：058-272-1111(内 2537)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 684千円(前年度予算額：4,064千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,064	0	0	0	0	0	4,064	0	0
要求額	684	0	0	0	0	0	684	0	0
決定額	684	0	0	0	0	0	684	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・ 県民のニーズに対応できる看護職員の育成・確保ためには、看護教育の中の臨地実習における指導体制の充実を図ることが必要
- ・ 実習指導体制の整備と臨地における指導内容の充実を図るために、実習指導者の養成が必要
- ・ 実習指導者として必要な知識及び技術を習得するための講習会を実施

(2) 事業内容

看護師等実習指導者講習会(特定分野)

- ・ 対 象：保健師、助産師又は看護師として3年以上業務に従事した者
で、診療所等において実習指導に従事する予定のもの
- ・ 対象分野： 助産師養成所における助産学【助産所、診療所等】
看護師養成所【老年看護学：介護保険施設等、小児看護学：
診療所、母性看護学：診療所、在宅看護論：訪問看護ステーション、地域包括支援センター等】
准看護師養成所【老年・母子看護：看護師養成所に準ずる】

- ・講習期間：7日間（週1回程度実施 45時間）
- ・講習時期：令和3年6月～令和3年8月（予定）
- ・受講定員：30名

(3) 県負担・補助率の考え方

地域医療介護総合確保基金 看護職員の育成・確保であり県の負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	684	実習指導者講習会の開催
合計	684	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

・長期構想

- 2 地域医療の体制と医師・看護職員を確保する

- ・医師・看護職員を確保する

・保健医療計画

4 - 4 保健医療従事者の確保・養成

- ・看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

(2) 後年度の財政負担

実習指導者養成講習会は隔年実施。特定分野の実習指導者養成講習会は毎年実施。

(3) 事業主体及びその妥当性

看護職員の確保・養成は長期構想でも位置づけた県の役割であり、主催者として事業を実施

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
看護教育に必要な知識及び技術を習得した実習指導者の育成・確保を行い、
臨地実習指導体制の整備、強化を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目 標	達成 率
実習指導者講習会 (特定分野) 受講修了者数	(H)	25人 (H29)	17人 (H30)	24人 (R1)	30人 (R3)	80%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
令和2年度看護師実習指導者講習会（特定分野）の開催
講習期間：7日間（週1回程度実施）
講習時期：令和2年11月16日（月）～令和2年12月24日（木）
受講者数：未定（今後募集）

平成30年度看護師実習指導者講習会の開催
講習期間：45日間
講習時期：平成30年8月20日（月）～平成30年10月16日（火）
受講者数：59名

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
講習会において、指導者が養成されており、臨地実習における指導体制の
整備・強化につながっている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） : 必要性が高い : 必要性が低い</p>	
(評価)	<p>保健師助産師看護師養成所指定規則に基づき、実習指導者は実習施設において1看護単位ごとに2名以上必要である。看護師の異動や実習指導者の世代交代等、また、県内における看護系大学の開設により、実習指導者の需要が増加することを見込み、計画的な養成確保が必要である。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>令和元年度は受講定員募集定員に満たなかったが、受講修了者を得ることができており、事業は有効である。依然1施設に2名以上の実習指導者が配置できていない施設があるため養成は必要である。また、実習受け入れ病院から実施の要望が強い。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） : 効率化は図られている : 向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>講習会を企画・運営するに必要な専門的知識をもち、看護の現場に精通した職員が在籍し、適正かつ効果的に実施してきたノウハウと実績を持つ者に委託することで、事業の効率化は図る。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 実習指導者講習会は、隔年で開催しており、また、特定分野の実習指導者講習会は、これまで毎年開催しており、定員をほぼ満たす受講者数であった。今後の需要状況を把握し、計画的な受講ができるよう受講時期や研修スケジュールの組み立て方等の検討をする。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 看護基礎教育の充実を図るため、実習指導者の養成を引き続き行うが、今後の受講者の状況を把握し、開催頻度等について必要な検討を行う。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【 課 】</p>
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	

(4) 類似事業の有無

有【類似事業】看護職員等就業促進研修事業

当該事業は、再就業を希望する看護師等を対象に、県が集合研修を開催するもの。看護職員等就業促進研修事業は、就業を希望する看護師及び看護補助者等を対象に、各医療機関が研修を開催するもの。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	975	福祉施設向け:5日間程度(講義3日、実習2日程度)、年1回実施
合計	975	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・長期構想
 - 2 地域医療の体制と医師・看護職員を確保する
 - ・医師・看護職員を確保する
- ・保健医療計画
 - 4 - 4 保健医療従事者の確保・養成
 - ・看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)

(2) 後年度の財政負担

令和3年度の実績を踏まえ検討する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 看護職員の需要が引き続き見込まれるため、潜在看護師等の再就業を促進する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
再就業研修受講者数 （福祉施設向け）	（ H ）	33人 （H29）	33人 （H30）	31人 （R1）	30人 （R3）	100%
	（ H ）	（ H ）	（ H ）	（ H ）	（ H ）	%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
【福祉施設等】
 研修内容 5日間（内実習 2日間）受講者数 31人
 研修受講者のうち就業者数 16人（就職率 51.6%）
【保育所】
 研修内容 3日間（内実習 1日間）受講者数 72名
 未就業者 5名のうち就業者数 0名

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 再就業に必要な知識・技術に関する研修を実施することにより、再就業への不安解消や看護力の再確認につながり、再就業が促進された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	看護職員の需要が見込まれる中、未就業者が安心して再就業するため、看護に関する知識や技術に関する不安を軽減させ再就業を促進させる必要があるため、本事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	受講後の就業状況が、50%を超えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	再就業相談や職業紹介を実施している者に委託することで、求人・求職に関するデータが活用でき、関係機関との調整やPR活動を円滑に実施するノウハウもあるため、事業の効率化が図られる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 介護・福祉施設における看護職員の確保が課題。本事業の実績を踏まえ、引き続き、事業内容等について検討する。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 保育所研修については、保育所の求人が少ないこと、未就業者の参加者が少ないことから廃止する。 福祉施設研修については、受講者数及び再就業率を考慮し事業内容を検討する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	【 課 】
--	-------

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算

支出科目 款：衛生費

項：医務費

目：医務費

事業名 医療勤務環境改善支援センター事業費

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 看護係 電話番号：058-272-1111(内 2553)

E-mail : c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,531 千円 (前年度予算額 : 2,531 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,531	0	0	0	0	0	2,531	0	0
要求額	2,531	0	0	0	0	0	2,531	0	0
決定額	2,531	0	0	0	0	0	2,531	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・医療従事者 (医師、看護職員等) の離職防止には、勤務環境の改善が必要
- ・そのため医療機関は、国の指針等を活用した計画的な改善への取組 (勤務環境改善マネジメントシステムを活用) を整備
- ・国の「働き方改革実行計画」の決定を踏まえ、医療勤務環境改善支援センター (以下「センター」という。) における医療従事者への支援を強化
- ・県は、センターにより、医療機関が実施する勤務環境改善に向けた自主的な取組について総合的に支援を実施

(2) 事業内容

センターの体制

- ・各界有識者で構成する医療勤務環境改善支援センター運営協議会から意見聴取してセンターの運営を行うとともに、非常勤専門職を配置して医療機関との連携を図り医療機関の取組を推進
- ・医業経営アドバイザーをモデル病院等へ派遣し、取組の支援を強化
- ・社会保険労務士を配置し労務管理面のアドバイスを実施(労働局予算)

(3) 県負担・補助率の考え方

地域医療介護総合確保基金

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	527	運営協議会委員等の謝金
旅費	593	医療機関やアドバイザーとの打合せ、運営協議会委員等の旅費
需用費	125	事務用消耗品費、会議費
役務費	176	郵便料、電話料
委託料	1020	アドバイザー派遣委託
使用料	90	研修会等会場使用料
合計	2,531	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

・長期構想

I - 2 地域医療の体制と医師・看護職員を確保する

・医師・看護職員を確保する

・保健医療計画

4 - 4 保健医療従事者の確保・養成

・看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

(2) 国・他県の状況

・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の一部改正により、医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項について、平成 26 年 10 月 1 日から施行

・平成 30 年 4 月 1 日現在、47 都道府県でセンターを設置済み

(3) 後年度の財政負担

地域医療介護総合確保基金

(4) 事業主体及びその妥当性

医療従事者の確保は長期構想でも位置づけた県の役割であり、センター設置者として支援を実施

(5) 県が事業負担するメリット

勤務環境の改善は、計画的かつ継続的な取組体制整備が必要であり、医療機関にはそのための人員配置や事務的経費的な負担が生じるとともに、職員は医療に従事する傍ら取り組むこととなるため、効果的かつ効率的な取組が不可欠である。支援センターが支援を行うことで、効果的かつ効率的な取組が促進され、長期構想に掲げる政策の目的「不安なく医療を受けられる体制整備」のために必要な人材確保(離職防止)に繋がるものである。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 医療機関の勤務環境改善マネジメントシステム導入を支援し、各施設が課題の明確化、課題に対する取り組みを実施し、医療従事者の離職防止を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
モデル病院数	- 施設 (H25)	17 施設 (H29)	20 施設 (H30)	23 施設 (R1)	26 施設 (R3)	88%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- ・運営協議会を開催し、関係団体への周知と連携体制を確保
- ・県内病院を訪問し、医療勤務環境改善支援システム導入の取組み啓発と相談対応を実施
- ・支援モデル病院等に対し、推進員及び医療労務管理・医業経営の専門アドバイザーによる支援を実施
- ・取組促進のための研修会及び圏域別セミナーの開催

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

- ・運営協議会を開催予定
- ・支援モデル病院による活動報告と勤務環境改善マネジメントシステム周知の為の研修会を開催予定
- ・県内病院を訪問し、マネジメントシステム導入の啓発を実施
- ・支援モデル10病院に対し医療労務管理アドバイザー等による支援を実施
- ・医業経営アドバイザー等による支援を実施

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	医療従事者（医師、看護職員等）の離職防止のための勤務環境改善であり、センターによる医療機関の取組を支援の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	支援モデル病院の支援や医業経営にかかる支援、研修会の開催、医療機関の戸別訪問など、勤務環境改善への取組の支援や周知・啓発が進んでいる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	研修会や圏域別セミナーにおいて、支援モデル病院が就業環境改善の成果をあげている取組や活動内容を報告して情報を共有するなど、事業の効率化は図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 マネジメントシステム導入の手引きをもとに、各施設の実情に合わせた取り入れ方等について、医療勤務環境改善推進員と専門のアドバイザーが訪問し、きめ細かく質問・相談を受け進めることが必要。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 医療機関全体の管理者に対し、研修会での支援モデル病院の活動報告や医療機関の戸別訪問、圏域単位でのセミナー開催等により、勤務環境改善マネジメントシステムの周知・導入の啓発をすすめるとともに、医業経営アドバイザーによるモデル病院への支援を強化する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

R 3 年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 看護職員等就業促進研修事業費

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 看護係 電話番号：058-272-1111(内 2553)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,996 千円 (前年度予算額：4,996 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,996	0	0	0	0	0	4,996	0	0
要求額	4,996	0	0	0	0	0	4,996	0	0
決定額	4,996	0	0	0	0	0	4,996	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

就業希望の看護師や看護補助者が、安心して就業できるよう、医療機関及び高齢者施設が必要な研修を実施し、就業の促進を図る。

訪問看護ステーションが、新たに雇用した看護職員を対象に研修を実施し、実践力向上と定着を図る。

看護職員が不足している地元の小規模施設や訪問看護ステーションへの就業を促進するため、シニア世代の看護職員を対象に研修を行う。

平成 27 年度までの訪問看護師就労研修支援事業を当事業に統合。

(2) 事業内容

医療機関及び高齢者施設による研修会の開催 (座学を含み 3 日間程度)

対象者 就業を希望する看護職員または看護補助者

期 間 年間を通して実施 (年間 25 回程度)

場 所 各圏域の医療機関、高齢者施設

経 費 研修実施に係る人件費、講師謝金等 (医療機関への委託)

訪問看護ステーションによる研修の実施 (訪問看護随行研修含む)

対象者 新たに雇用した看護職員

期 間 年間を通して実施（15 人程度、1 人につき 150 時間程度）
 場 所 訪問看護ステーション
 経 費 研修受講時の新規雇用者の人件費（訪問看護ステーションへの委託）

キャリアチェンジ研修

対象者 病院等に勤務するシニア世代の看護職員
 場 所 2 圏域
 回 数 2 回
 経 費 研修実施に係る経費

（3）県負担・補助率の考え方

地域医療介護総合確保基金

看護職員の確保を目的とした事業であるため、県の負担は妥当

（4）類似事業の有無

有【類似事業】看護職員再就業支援研修事業費

当該事業は、就業を希望する看護師や新たに雇用された看護職員等を対象に、各医療機関、訪問看護ステーションにおいて研修を実施するもの。看護職員再就業支援事業は、再就業を希望する看護師等を対象に集合研修（座学 3 日間、実習 2 日間）を実施するもの。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,996	医療機関及び高齢者施設での研修を実施（年間 25 回程度） 訪問看護ステーションでの研修を実施（15 人程度） キャリアチェンジ研修（2 回）
合計	4,996	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

- ・長期構想
 - 2 地域医療の体制と医師・看護職員を確保する
 - ・医師・看護職員を確保する
- ・保健医療計画
 - 4 - 4 保健医療従事者の確保・養成
 - ・看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

（2）後年度の財政負担

令和 2 年度の実績を踏まえて検討する。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 看護職員等の需要が引き続き見込まれるため、潜在看護師等の再就業を促進する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目標	達成率
研修受講者数 (医療機関)	(H)	52人 (H29)	39人 (H30)	33人 (R1)	30人 (R3)	100%
研修受講者数 (訪問看護ステーション)	(H)	12人 (H29)	13人 (H30)	17人 (R1)	15人 (R3)	100%
研修受講者数 (キャリアチェンジ研修)	(H)	(H)	(H)	(R1)	60人 (R3)	%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 令和元年度は病院において27回の研修を実施し、33人が研修を受講した。
 訪問看護ステーションにおいては、14箇所、17人が研修を受講した。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 就業に必要な知識・技術に関する研修を実施することにより、就業への不安解消や看護力の確認につながり、就業が促進される。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	看護職員の需要が見込まれる中、就業を希望する看護師等の看護に関する知識や技術に関する不安を軽減し、就業の促進、定着を図るため、本事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	研修受講に係る人件費を助成することで、充実した研修を実施することが可能となり、人材の定着につながっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	再就業相談や職業紹介を実施している者に委託することで、求人・求職に関するデータが活用できる。また、看護職員を対象とした研修実施の実績があるため、効果的に事業が実施できる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 研修会開催回数や受講者数、就業率を踏まえ、事業内容等の必要な事項について検討する。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 研修受講者数及び再就業率を考慮し事業内容を検討する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 小児在宅医療教育支援センター運営事業費

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

医療福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係

電話番号：058-272-1111 (内 2628) E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 7,000 千円 (前年度予算額：7,000 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,000	0	0	0	0	0	7,000	0	0
要求額	7,000	0	0	0	0	0	7,000	0	0
決定額	7,000	0	0	0	0	0	7,000	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

医療的ケアを必要としながら在宅で暮らす小児・障がい児者等が年々増加する一方で、障がい児者医療に携わる医師等医療従事者は依然として不足している。障がい児者医療に携わる医師の育成・確保にあたっては、医師育成機関との連携・協力が不可欠であるが、本県で唯一の医師育成機関である岐阜大学は、小児在宅医療の医師育成の分野において、代替性のない極めて重要な連携先となっている。

平成26年度から令和元年度にかけて、岐阜大学に設置した障がい児者医療学寄附講座では、障がい児者医療に携わる医師の育成や、障がい児者医療の在り方についての研究やその普及など県内の障がい児者医療の向上を図ってきたが、この間に積み上げてきた実績やネットワークを引き続き活用するとともに、当講座の実施により見えてきた課題に対応するため、岐阜大学大学院医学系研究科内に設置した「小児在宅医療教育支援センター」において、医療的ケアが必要な障がい児者とその家族の在宅生活を支える医療に携わる医療従事者等の人材育成、関係医療機関との連携支援等を引き続き図る必要がある。

(2) 事業内容

岐阜大学大学院医学系研究科内に設置した「小児在宅医療教育支援センター」の運営。

名称：岐阜大学大学院医学系研究科小児在宅医療教育支援センター

体制：センター長（医師）1名 医師（小児科医）2名

事務補佐員 1名

主な役割

- ・小児患者の在宅支援
- ・岐阜県下の在宅医療に関わる医療資源の活性化と連携を支援
- ・移行期医療の支援体制モデルを構築
- ・在宅医療に関わる人材育成
- ・障がい児者医療の普及啓発

(3) 県負担・補助率の考え方

地域医療介護総合確保基金を活用した県単独事業として実施する。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	7,000	小児在宅医療教育支援センター運営事業費
合計	7,000	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

医療的ケアが必要な障がい児者とその家族の在宅生活を支える医療に携わる医療従事者等の人材育成と関連医療機関との連携支援を図るとともに、普及啓発により障がい児者医療への県民の理解を深める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
障がい児者医療機関 院外実習受講者	0名 (R1)	名 ()	名 ()	-名 (R2)	150名 (R3)	-%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・R2年度新規事業

(前年度の成果)

・R2年度新規事業

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、 ：必要性が低い</p>	
(評価)	<p>小児・障がい児医療に携わる医師の育成においては、医師育成機関との連携・協力が不可欠であり、岐阜大学の他に代わる連携先はない。H26年度から6年間実施した障がい児者医療学寄附講座を通じて見えてきた課題に対し、当講座で積み上げてきた実績やネットワークを引き続き活用するとともに、小児患者の在宅移行や移行期医療など、支援の更なる充実を図る必要がある。</p> <p>また、高度な医療支援ニーズ等に対応するため、地域の医療、保健、福祉、保育、教育等、小児在宅医療に関わる医療資源の活性化と連携を今後さらに図る必要がある。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、 ：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>岐阜大学は、県内唯一の医師育成機関であり、医学教育等を通じて小児・障がい児医療の関心が高まっている。当センターの事業は、平成26年度から令和元年度までの6年間実施していた障がい児者医療学寄附講座の後継事業であり、これまで積み上げてきた実績やネットワークの更なる発展を期待することができる。</p> <p>また、現状の課題に対しても共通認識を持っており、その解決に向けた取り組みを展開するうえにおいても、有効性がある。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、 ：向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>事業の実施内容については、随時協議を行うことで、連携を密にし、取り組むべき課題を共有するなど、効率的な事業運営を図る。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・小児患者の在宅移行支援が必要 ・県下の在宅医療に関わる医療資源の活性化と連携が必要 ・移行期医療の支援が必要 ・在宅医療に携わる医師等の医療従事者の更なる育成が必要 ・研究会等を通じて障がい児者医療の更なる普及啓発が必要

(次年度の方向性)

<p>障がい児者医療学寄附講座の実施により見えてきた上記課題の解決に向けて、小児在宅医療教育支援センターが県内の小児在宅医療の中核となり、各取り組みを積極的に展開していく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【 課】</p>
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 国庫補助金 8020 運動・口腔保健推進事業
 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業費
 国庫基準額 2,137 千円 補助率 1/2 (国 1/2、県 1/2)

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	2,137	ア 歯科疾患予防対策事業：1,369 イ 口腔機能向上推進事業：768
合計	2,137	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 第 7 期岐阜県保健医療計画 歯科保健医療の役割
 「乳幼児期や学齢期のむし歯予防、成人期の歯周病予防、高齢期の歯の喪失
 防止を進め、県民の「8020」の達成を目指し、食べる喜びや噛むことへの
 満足など、QOL（生活の質）の向上を図ります。」
- ・ 第 3 期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画
 「健全な歯・口腔を育み、口腔機能の獲得をするため、妊産婦期（胎児期）・
 乳幼児期、学齢期におけるむし歯予防や成人期における歯周病予防等、歯
 科疾患予防や正しい知識の醸成に取り組めます。」

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画に基づいて、生涯にわたり歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進する。また、すべての県民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境整備をする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

本事業は、歯科疾患予防の普及啓発を推進するものや、歯科保健に関わる職種の資質向上を目的とするものであるため、指標化はそぐわない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 令和元年度
 （1）フッ化物応用推進事業
 フッ化物洗口実践重点事業 保育園、幼稚園、小・中学校等（2,251人）
 （2）歯周病予防対策事業 中日新聞朝刊1面に広告掲載
 （3）口腔機能向上推進事業
 口腔機能向上推進研修会 （新型コロナウイルスの影響により中止）
 摂食嚥下機能障害に対する知識・技術の向上を図る研修
 （全3回の内2回実施 1回は新型コロナウイルスの影響により中止）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 岐阜県歯・口腔の健康づくり計画に基づいて、歯・口腔に関する事業に取り組むことができた。

事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	岐阜県歯・口腔の健康づくり計画に基づいた歯の健康基本目標を達成するには、必要な事業である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	う蝕予防の一手段であるフッ化物洗口に対する理解・協力を得るための研修会の開催やフッ化物洗口剤の提供、歯周病対策のための取り組みをしていくことは、県民の健康意識向上に有効である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	歯科疾患予防対策を推進するために、研修会等の開催時期や場所等の配慮をしながら、より多くの参加者が研修できるよう効率的に事業を進めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 今後、第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画に基づいた目標達成をするための施策や取り組みが必要である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も歯科疾患の予防や高齢者に対する誤嚥防止、口腔機能の維持向上の推進に取り組む。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 歯科医療安全管理体制推進特別事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2624)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 773千円(前年度予算額：773千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	773	773	0	0	0	0	0	0	0
要求額	773	773	0	0	0	0	0	0	0
決定額	773	773	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・医療法改正(平成19年4月施行)により、医療機関における安全管理体制の充実・強化・院内感染対策の充実、医薬品・医療機器の安全管理体制の確保が医療機関の管理者に対し、義務付けられたところである。
- ・このため、歯科医療機関においても安心・安全で質の高い歯科医療安全管理体制のさらなる整備を促進する。

(2) 事業内容

- ・歯科医療安全検討会の開催
- ・歯科医療安全研修会の開催

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国庫補助事業 医療提供体制推進事業費補助金【統合補助金】
基準額：773千円(定額)
- ・県費負担なし

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	773	歯科医療安全検討会、歯科医療安全研修会等の開催を委託
合計	773	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

- ・ 県費負担なし

(2) 事業主体及びその妥当性

- ・ 事業目的が、安全で安心な質の高い歯科医療安全管理体制の整備を促進することであり、歯科医学的知識及び県内歯科医療機関の現状を熟知している県歯科医師会と連携して進めることが効果的である。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 歯科医療安全管理対策を推進することにより、県民の歯科医療に対する信頼を確保することができ、歯科医療安全検討会での内容も踏まえ研修会を通して歯科医療従事者に対し、歯科医療安全に対する理解、正しい知識を普及啓発する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

本事業は、医療安全管理体制を整備するために、歯科医療従事者の資質向上を目的としているため、指標化はそぐわない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 令和元年度
 医療安全研修会の開催
 ・1回開催、116名参加
 医療安全検討会の開催
 ・1回開催

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 近年、患者からの苦情や相談の問合せが増え、時に医事紛争に発展することもあり、100人を超える歯科医療従事者が一同に集い、研修することができた。
 また、更なる医療安全管理体制の推進のため、今後の取り組むべき課題について、検討・協議を行い、安全・安心な質の高い歯科医療を提供する体制の構築を図ることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	医療法の改正（平成19年4月）により、すべての医療機関で医療安全管理体制の整備が義務付けされており、安全安心な質の高い歯科医療を提供するため、本事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	医療機関における安全管理体制の充実・強化の充実は極めて重要かつ常に最新情報を取り入れていく必要があり、他事業で実施された歯科医療安全研修会においても例年参加者が数多いこと等から事業効果は表れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	企画運営を適正かつ効果的に実施してきたノウハウをもつ者に委託することで、事業の効率化は図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 日進月歩の医療の中で、新たな課題は山積しており、引き続き歯科医療安全管理体制の整備は必要である。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も歯科医療従事者の医療安全に対する意識の向上を図る上で、有効である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 口腔保健支援センター推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2624)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 377千円(前年度予算額：377千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	377	188	0	0	0	0	0	0	189
要求額	377	188	0	0	0	0	0	0	189
決定額	377	188	0	0	0	0	0	0	189

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・「歯科口腔保健の推進に関する法律(以下「口腔保健法」という。)(平成23年8月10日施行)により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センター(以下「支援センター」という。)を設けることができる」とされたところ。
- ・県は口腔保健法に先立ち、平成22年4月に「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例(以下「条例」という。)」を施行した。
- ・条例第11条に基づく「第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」を平成29年3月に策定し、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、口腔保健支援センターを拠点にして、県の歯科保健事業の総合窓口としての機能を図り、事業展開するものである。

(2) 事業内容

以下に示す施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う。

- ア 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- イ 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ウ 障がい者等の定期的歯科検診受診のための施策等

エ 歯科疾患の予防のための措置等

オ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

カ 口腔の健康を向上するための研修会開催等

減額理由：報償費、旅費、印刷製本費の見直しを行ったため

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国庫補助金 8020 運動・口腔保健推進事業

口腔保健支援センター設置推進事業費

国庫基準額 8,233 千円 補助率 1/2 (国 1/2、県 1/2)

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	110	研修会講師報償費、運営委員会委員報償費
旅費	132	研修会講師旅費、運営委員会委員旅費、運営活動旅費等
需用費	111	運営委員会実施費
役務費	24	通信運搬費
合計	377	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第7期岐阜県保健医療計画 歯科保健医療の役割

「乳幼児期や学齢期のむし歯予防、成人期の歯周病予防、高齢期の歯の喪失防止を進め、県民の「8020」の達成を目指し、食べる喜びや噛むことへの満足など、QOL(生活の質)の向上を図ります。」

- ・第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画

「歯科口腔保健事業を推進するための人材確保・育成を進めます。」

「全県的な口腔保健情報の収集や提供、関係者への研修等の機能を果たす県口腔保健支援センターの活動を通じて、口腔保健情報の提供を実施します。」

「歯科医療等業務従事者やその他保健医療従事者等の資質の向上のための研修を充実します。」

「市町村、関係団体・機関との連携の強化を図ります。」

(2) 事業主体及びその妥当性

- ・口腔保健支援センターを設置、運営することは、保健医療計画等でも位置づけた県の役割であり、県負担は妥当。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される口腔保健支援センターを運営し、県民の口腔の健康の向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

本事業は、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるものであり、指標化にはそぐわない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 平成27年3月17日 岐阜県口腔保健支援センター設置

 平成31年2月21日 岐阜県口腔保健支援センター推進協議会開催
 出席者：協議会委員 13名
 令和2年2月20日 岐阜県口腔保健支援センター推進協議会開催
 出席者：協議会委員 11名

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 岐阜県口腔保健支援センター推進協議会議を開催したことにより、支援センターで求められる役割や、今後の方向性を学識経験者や地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育関係者を交えて意見交換したことで、岐阜県における歯科口腔保健の推進体制の構築を図ることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、 ：必要性が低い 	
(評価)	歯科口腔保健医療推進のための環境整備を進める上で、本事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	岐阜県口腔保健支援センターを設置し運営することで、県の課題や実情に応じた歯科口腔保健を確実に推進することが出来ている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、 ：向上の余地がある 	
(評価)	口腔の健康を向上するために、協議会等を開催することで、地域の実情把握や関係団体との意見交換ができ、効率のよい推進方法を構築することが出来ている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 市町村、関係機関の歯科口腔保健の実施体制について、歯科口腔保健に係る専門的知見を有した人材が不足していることから、情報提供や人材の育成が必要である。 ・市町村の歯科保健担当者を支援する場が少ないため、研修会等の支援する場の構築が必要。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、後どのように取り組むのか 歯科口腔保健対策に携わる市町村、関係機関・団体等とさらに連携を強化し、歯科口腔保健推進に向けた取り組みを図る必要がある。 ・市町村の歯科保健担当者を支援する場として研修会を実施する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 在宅歯科医療連携室整備事業費

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内2624)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,345千円(前年度予算額：4,345千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,345	0	0	0	0	0	4,345	0	0
要求額	4,345	0	0	0	0	0	4,345	0	0
決定額	4,345	0	0	0	0	0	4,345	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・在宅歯科医療を希望する歯科医療機関受診困難者や家族等のニーズに速やかに対応できる体制、地域における在宅歯科医療の推進及び医師会をはじめとする他分野との連携体制の構築と強化を図る必要がある。
- ・在宅歯科医療の推進のため、地域間における医療・介護機関等との連携・調整を行い在宅歯科診療を実施する歯科診療所等の紹介、機器の貸出等を行う在宅歯科医療連携室の体制確保を図る。

(2) 事業内容

- ・在宅歯科医療連携室の運営
- ・地域在宅歯科医療推進連絡会の開催
- ・在宅歯科医療人材育成研修の開催
- ・口腔保健指導者講演会の実施

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・医療介護総合確保推進法に基づく県計画において、負担率 10/10 の事業として計上。

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,345	在宅歯科医療連携室の運営等を委託
合計	4,345	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第7期岐阜県保健医療計画 歯科保健医療の役割
「介護を必要とする高齢者、障がい児(者)及び在宅療養者に対する歯科保健サービス及び在宅歯科医療を推進するため、歯科訪問診療や訪問歯科衛生指導が出来る歯科医師、歯科衛生士の資質向上を図るための研修会の開催や、在宅歯科医療等を実践指導できる歯科医師の養成など、訪問による歯科医療等を担う人材の育成に努めます。」
- ・第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画
「定期的な歯科健診・歯科保健指導や歯科医療・介護サービス推進のための事業を進めます。」

(2) 後年度の財政負担

- ・医療介護総合確保推進法に基づく県計画として計上し、実施していく。

(3) 事業主体及びその妥当性

- ・専門的な歯科口腔保健医療に関する幅広い知識を有し、他分野の団体とのネットワークを有している県歯科医師会と連携して事業を進めることが効果的である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
在宅歯科医療における医科・介護等との連携窓口、在宅歯科医療希望者に対応する歯科診療所の紹介等、在宅歯科医療連携体制の確保及び在宅医療サービスの充実を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

本事業は、在宅歯科医療連携体制の充実および歯科医療従事者の資質向上の推進しているため、指標化はそぐわない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
令和元年度
在宅歯科医療連携室運営
・設置場所：公益社団法人 岐阜県歯科医師会
地域在宅歯科医療推進連絡会 1回
在宅歯科医療人材育成研修会 3回（出席者数 193名）
歯科的観点における多職種向け研修会 5圏域×1回（出席者数 158名）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
在宅歯科医療を受ける本人・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図ることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	急速な高齢化が進む中、歯科医療機関での受診が困難な在宅療養者は今後も増加が予想されるため、在宅歯科医療を推進していくことが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	在宅歯科医療を受ける本人・家族等のニーズに速やかに対応するほか、地域間における連携、調整を行い、県内の在宅歯科医療体制の整備において事業効果は得られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	専門的な歯科口腔保健医療に関する幅広い知識を有し、他分野の団体とのネットワークを有している県歯科医師会と連携して事業を進めることが効果的である。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 より効果的な在宅歯科医療を実現するためには、医療・介護の他分野との連携体制の強化が必要である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 各地域歯科医師会との連携・調全体制を強化していく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 障がい者等歯科医療技術者養成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2624)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,550 千円 (前年度予算額：1,550 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,550	775	0	0	0	0	0	0	775
要求額	1,550	775	0	0	0	0	0	0	775
決定額	1,550	775	0	0	0	0	0	0	775

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・障がい児(者)への歯科医療を提供する環境整備及び歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、施設に入所する障がい児(者)、要介護高齢者等に対して、それぞれの状態に応じた診療上の知識や技術等を有する歯科医師及び歯科衛生士を育成(技術習得)する必要がある。

(2) 事業内容

- ・障がい者歯科講演会(講義形式)の開催
障がい児(者)の特性や対応等、障がい児(者)それぞれの状態に応じた知識の習得のための講演会や症例検討会等を実施する。
- ・障がい者等歯科研修会(実習形式)の開催
岐阜県口腔保健センター・障がい者歯科診療所、大学病院(障害者歯科)等において、障がい児(者)歯科診療の技術習得を目的とした実習を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国庫補助金 8020 運動・口腔保健推進事業
 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業
 基準額 1,550 千円 補助率 1/2 (国 1/2、県 1/2)

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,550	研修業務の委託
合計	1,550	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第 7 期岐阜県保健医療計画

「介護を必要とする高齢者、障がい児(者)及び在宅療養者に対する歯科保健サービス及び在宅歯科医療を推進するため、歯科訪問診療や訪問歯科衛生指導が出来る歯科医師、歯科衛生士の資質向上を図るための研修会の開催や、在宅歯科医療等を実践指導できる歯科医師の養成など、訪問による歯科医療等を担う人材の育成に努めます。」

- ・第 3 期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画

「障がい児(者)の歯科ネットワーク協力歯科医の増加を図り、県民への情報提供を促進します。」

「歯科受診が困難な障がい児(者)への適切な歯科医療を提供するため、障がい児(者)の歯科治療を担う歯科医師、歯科衛生士の育成を強化します。」

(2) 事業主体及びその妥当性

- ・医療提供体制の確保、歯科口腔保健の推進に必要な社会環境の整備をすることは、保健医療計画、歯・口腔の健康づくり計画でも位置づけた県の役割であり、県負担は妥当。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 研修会を通して専門知識・技術を習得した歯科医師及び歯科衛生士を増加させることにより、障がい児（者）への歯科医療を提供する環境整備を推進する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

本事業は、障がい児（者）への歯科医療提供体制の充実および歯科医療従事者の資質向上・技術習得の推進しているため、指標化はそぐわない。

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容
令和元年度
- ・障がい者等歯科研修会（講義形式）の開催
- ・障がい者等歯科研修会（実習形式）の開催

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 講義形式と実習形式の研修を併せて行い、知識・技術の双方を習得した人材を育成した。それらの知識・技術は、県下の障がい者施設等における健診事業で発揮されている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	障がい児（者）に対する正しい知識や技術等を習得するため、実習を含む研修会を開催する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	障がい児（者）への歯科医療を提供する環境整備の推進に向けて、障がい児（者）歯科の専門知識・技術等を習得した歯科医師や歯科衛生士を育成している。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	障がい者等歯科診療の実習形式の研修を実施し、より実践的な研修を実施している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 障がい者歯科の臨床現場での実習は、患者の恐怖心・負担を考えると、実習参加人数や実習内容に配慮が必要である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画に基づき、今後も障がい児（者）への歯科医療を提供する環境整備を推進していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 口腔機能管理推進研修事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2624)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,445 千円 (前年度予算額：1,445 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,445	722	0	0	0	0	0	0	723
要求額	1,445	722	0	0	0	0	0	0	723
決定額	1,445	722	0	0	0	0	0	0	723

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

加齢に伴い生じる口腔機能が軽微に低下した状態(オーラルフレイル)の高齢者に対する口腔機能管理等を担う歯科医師・歯科衛生士の数は必ずしも十分ではない。このため、歯科医師・歯科衛生士を対象とした口腔機能低下症への対応等の研修を実施し、口腔機能管理に対応できる歯科医師・歯科衛生士の増加を図るとともに、介護保険施設入所者等に対する口腔機能管理等の取組みを推進するため、介護保険施設等の職員を対象とし、口腔機能管理等に関する研修を実施する。

(2) 事業内容

- ・オーラルフレイル・高齢者の口腔機能管理に関する研修

対象：歯科医師、歯科衛生士

- ・介護保険施設職員を研修する歯科医師・歯科衛生士の育成研修
- ・介護保険施設職員向けの研修

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国庫補助金 医療施設運営費等補助金

歯科医療機関による歯科口腔管理等研修事業

国庫基準額 22,752 千円 補助率 1/2 (国 1/2、県 1/2)

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,445	検討会、口腔機能管理に対応できる人材育成研修、介護保険施設職員向け研修の指導者育成研修
合計	1,445	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第7期岐阜県保健医療計画 歯科保健医療の役割

「誤嚥性肺炎等の基礎疾患を予防するため、高齢者及び障がい児(者)への口腔ケア及び口腔機能の維持向上を推進します。」

- ・第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画

「摂食嚥下力の維持増進のため、口腔機能訓練等の指導を促進します。」

「誤嚥性肺炎の予防に向けた口腔機能管理を推進します。」

「口腔の虚弱(オーラルフレイル)に関する知識の普及を図るため、口腔の虚弱によって生じる健康への影響について啓発します。」

「歯科医療等業務従事者やその他保健医療従事者に対して実施する研修等の充実を図ります。」

「口腔機能の知識の普及と人材の育成を推進します。」

事業評価調査書(県単独補助金除く)

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 軽微な口腔機能の低下(オーラルフレイル)の状態にある高齢者の口腔機能管理等を担う歯科医師・歯科衛生士を育成するとともに、施設職員への歯科口腔保健についての研修を実施することにより、高齢者並びに施設入所者の虚弱、誤嚥性肺炎の予防を推進する。平成35年までに第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画に基づき「年1回以上は歯科健診を実施する介護保険施設入所施設の増加」「年1回以上は歯科保健指導を実施する介護保険施設の増加」を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
年1回以上は歯科健診を行う介護保険施設の増加	37.2% (H23)	(H)	(H)	30.3% (H28)	38% 以上 (R5)	80%
年1回以上は歯科保健指導を実施する介護保険施設の増加	46.9% (H23)			39.3% (H28)	47% 以上 (R5)	80%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

オーラルフレイルを早期に発見し対応出来る歯科医師、歯科衛生士を育成する研修会を実施。
 施設入所者の誤嚥性肺炎の予防、口腔機能の維持向上、虚弱予防、QOLの質の向上につながる効果的な歯科保健推進事業を実施。

(前年度の成果)

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	<p>高齢社会の伸展に伴い、高齢者の口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病の予防に繋げるとともに口腔保健意識の向上、健康水準の向上及び健康寿命の延伸に資する本事業の必要性は高い。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	<p>高齢者並びに介護保険施設入所者の口腔機能の低下に対応出来る歯科医師・歯科衛生士、施設職員を育成することにより、高齢者、介護保険施設入所者の口腔機能の低下を予防し、健康寿命の延伸に資することにつながる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	<p>高齢者の口腔機能低下に対応出来る歯科医師・歯科衛生士の育成及び歯科口腔保健の知識を持つ介護保険施設職員を増加することにより、多くの高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防、健康の維持増進に対応が出来る。併せて、県民の歯・口腔の健康づくりの環境整備や行動・意識の改善を着実に推進できる。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 今後、第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画に基づいた目標達成をするための施策や取り組みが必要である。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 高齢者の口腔機能低下の治療、予防に対応出来る歯科医師・歯科衛生士を県内に広く分布させる必要がある。併せて、歯科口腔保健に関する知識を持った介護保険施設職員を増やし、介護保険施設入所者の誤嚥性肺炎の予防、口腔機能低下を予防のため継続的な研修実施による人材育成が必要。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

(2) 事業内容

- ・障がい者歯科保健医療連携推進事業
- ・歯科保健活動（東海北陸ブロック歯科保健担当者会議、全国歯科保健大会、親と子のよい歯のコンクール等）

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・障がい者歯科保健医療連携推進事業
国庫補助金 8020 運動・口腔保健推進事業
歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
基準額 2,137 千円 補助率 1/2 (国 1/2、県 1/2)
- ・歯科保健活動費
「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」に掲げる目的を達成するため、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	280	東海北陸ブロック会議（富山県）旅費 関係者との打合せ会 旅費 全国歯科保健大会・全国歯科保健推進研修会（宮崎県）旅費
消耗品費	35	関係図書購入費、コンクール表彰に係る賞状等の消耗品
役務費	44	賞状筆耕料、通信運搬費
委託料	2,137	障がい者歯科保健医療連携推進事業の業務委託
合計	2,496	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第7期岐阜県保健医療計画 歯科保健医療の役割
- ・第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画

(2) 事業主体及びその妥当性

- ・障がい者歯科等の専門的知識及び技術を有した歯科医師や本事業に協力が得られる歯科衛生士を確保できる県歯科医師会と連携して進めることが効果的である。
- ・歯科保健関係者との意見交換、情報交換や歯科保健の普及啓発は県事業として妥当。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 歯科保健医療サービス提供困難者である障がい者への歯科保健医療推進のために、福祉施設との連携及び障がい者の歯科的支援および施設職員への口腔機能管理に関する指導を行い、障がい者における歯科保健の充実を図る。
 県民への歯科保健サービスを計画的に推進するため、歯科保健関係者との意見交換及び情報交換を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

本事業は、関係機関との連携を含めた歯科保健医療提供体制の推進や、関係者との意見交換および情報交換を行うものであり、指標化はそぐわない

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 （１）障がい者施設巡回歯科健診事業
 障がい者の歯科疾患の予防及び早期発見を図るため、岐阜県歯科医師会の巡回健診車による歯科健診事業を実施
 （２）歯科保健活動事業
 東海北陸ブロック歯科保健担当者会議、親と子のよい歯のコンクール、図画ポスターコンクール 等

（前年度の成果）

・令和元年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 （１）障がい者施設巡回歯科健診事業
 歯科健診及び歯科保健指導を実施した障がい者施設は 65 施設、受診者数 1,201 人で、歯科医師の口腔内診査と歯科医師及び歯科衛生士から歯科保健指導を受け、歯科疾患の予防及び早期発見と早期治療のための受診勧奨が図られた。
 （２）歯科保健活動事業
 歯科保健関係者との意見交換及び情報交換を実施し、県施策の参考とした

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) : 必要性が高い、 : 必要性が低い	
(評価)	・障がい者福祉施設との連携を図ることで、障がい者への歯科保健の必要性を施設職員に理解してもらい、障がい者本人への日常的支援に繋げることができる ・定期的に障がい者施設等の歯科健診を実施することは、歯科疾患の早期発見につながり、受診勧奨を図る有効な施策である。また、現地での施設職員への指導をすることで、職員への動機付けが可能である ・県民への歯科保健サービスを計画的に推進するうえで、常に新しい情報を入手する必要性は高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	・前年度までの事業の推移を見ると、事業委託先の岐阜県歯科医師会の積極的な協力が得られ、歯科健診を実施する施設数が増加傾向にある。また、施設側からのニーズも高い。 ・歯科保健関係者との意見交換及び情報交換により、歯科保健事業の効果的な推進に資する情報交換等ができる
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている、 : 向上の余地がある	
(評価)	・障がい者歯科健診を実施するために必要な専門的知識や経験、障害者の特性等を理解している歯科医師会員を全県的に有している岐阜県歯科医師会に委託することで、事業の効率化が図られている。 ・歯科保健関係者との間で、継続的な情報交換や情報共有等による連携を行っており、コンクールにあたっては、岐阜県歯科医師会と連携して行っており、事業の効率化は図られている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 歯科健診及び歯科保健指導を年1回以上実施している障がい者施設数を増加させるため、引き続き事業実施は必要である。また、より一層、施設と連携を図りながら、歯科保健医療の提供が必要である。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 障がい者福祉施設との連携体制がとれていないこと、歯科健診希望の障がい者施設が多いこと、施設職員が歯科保健の重要性を理解し、自主的な歯科保健行動への変容

や取組に移行できるよう指導する必要から、事業継続すべきである。

歯科保健関係者との継続的かつ緊密な情報交換等は必要であるため、継続事業である

(他事業と組み合わせる場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は 事業名及び所管課	【 課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 歯科衛生士等人材確保事業費 (地域医療介護総合確保基金)
--

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2624)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,250 千円 (前年度予算額： 2,250 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,250	0	0	0	0	0	2,250	0	0
要求額	2,250	0	0	0	0	0	2,250	0	0
決定額	2,250	0	0	0	0	0	2,250	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・令和元年7月に「岐阜県民歯・口腔の健康づくり条例」が改正され、全国で初めて「歯科衛生士の確保、養成及び資質の向上に関する施策を推進すること」「歯科医療機関等は、歯科衛生士が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ(略)歯科衛生士の処遇の改善及び資質向上に努めるものとする」旨が記載された。
- ・歯科技工士・歯科衛生士は、歯科保健医療の提供において重要な役割を果たすが、現場では強い不足感がある。
- ・歯科診療所は小規模事業所が多く、職場環境・人間関係の問題が慢性化していることが多い。このことから、歯科診療所の管理者や指導者的立場となる人が、処遇や働きやすい環境に関する知識を習得する必要があるため、研修を実施する。
- ・近年、訪問歯科診療を実施している歯科医療機関が増加しており、その中で歯科衛生士は重要な役割を果たしている。一方で、訪問歯科診療の現場を見る機会は少なく、訪問歯科診療に取り組む歯科衛生士を確保するため、未經

験や初心者の歯科衛生士が訪問歯科診療の現場を学ぶ同行研修を実施する必要がある。

(2) 事業内容

歯科技工士・歯科衛生士復職サポート研修

・研修検討会の開催 ・各職種向け研修：基礎知識および基礎技術の研修
歯科衛生士の勤務環境改善研修

・研修検討会の開催

・働きやすい環境づくりに関する研修（対象：歯科医療機関管理者）

・新人育成に関する研修（対象：指導者の立場の歯科医師・歯科衛生士）

在宅歯科医療同行研修

・研修検討会の開催 ・オリエンテーション、講義 ・同行研修

(3) 県負担・補助率の考え方

・医療介護総合確保推進法に基づく県計画において、負担率 10/10 の事業として計上。

(4) 類似事業の有無

・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	2,250	歯科技工士・歯科衛生士復職サポート事業、歯科衛生士の勤務環境改善研修事業、在宅歯科医療同行研修事業
合計	2,250	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置付け

・第7期岐阜県保健医療計画 歯科保健医療の役割

・第3期 岐阜県歯・口腔の健康づくり計画

(2) 後年度の財政負担

・医療介護総合確保推進法に基づく県計画として計上し、実施していく。

(3) 事業主体及びその妥当性

・歯科医学的知識や現状を熟知している、岐阜県歯科医師会および岐阜県歯科衛生士会を主体として進めることが効果的だと思われる。

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
未就業の歯科技工士・歯科衛生士が少しでも安心して現場復帰できるように知識および技術の習得を目的とした研修や、訪問歯科医療に携わる人材育成を実施する。
また、勤務環境改善研修を実施し、歯科衛生士の処遇改善・離職防止に努める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

本事業は、歯科医療従事者の資質向上・技術習得の推進および職場環境改善の推進をするため、指標化はそぐわない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
歯科技工士・歯科衛生士復職サポート事業
令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。
平成30年度は以下の内容を実施した。
・復職支援研修
歯科技工士向け：1回（5名） 歯科衛生士向け：1回（30名）
・復職支援現場研修
歯科衛生士向け：1名

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。
平成30年度の事業では、研修案内をフリーペーパーや歯科医師会に掲載して周知したり、県内養成校協力のもと、卒業生へ郵送で通知した。研修会には、歯科技工士5名、歯科衛生士30名の参加があり、知識・技術の習得、意見交換が実施できた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） : 必要性が高い : 必要性が低い</p>	
(評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在歯科技工士・歯科衛生士は多く、現場から離れていると技術面での不安が多い。 ・歯科医院は小規模で個人経営であるため、医院差はあるものの勤務環境が整っていないことが多く、中にいる人間は気づかないことも多い ・高齢社会の進展に伴い、訪問歯科医療は需要が高い <p>これらのことより、本事業の必要性は高い。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） : 概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている : まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者は技術的不安が大きいため、復職支援研修を実施することは有効だと考えられる ・歯科医院の管理者向け・指導者向け研修をすることが、働きやすい環境を作ることができ、離職防止に繋がる ・訪問歯科医療に携わる歯科衛生士の育成が、充実した歯科医療の提供に繋がる。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） : 効率化は図られている : 向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>企画運営を適正かつ効果的に実施してきたノウハウをもつ者に委託することで、事業の効率化は図られている。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 研修を終えた歯科技工士・歯科衛生士が復帰し、長く続けられるような支援・環境改善をしていく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も、歯科医療を提供していくために、人材の確保・養成および資質向上を図ると共に、処遇改善に努める。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【 課 】</p>
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医療整備対策費

事業名 発達精神医学研究所運営事業費

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係

電話番号：058-272-1111(内2627) E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,140千円(前年度予算額：4,258千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,258	0	0	0	0	0	4,258	0	0
要求額	4,140	0	0	0	0	0	4,140	0	0
決定額	4,140	0	0	0	0	0	4,140	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

発達障がい児の診療ニーズは年々増加しているが、県内全体で対応できる医師や療育人材は不足している。近年ニーズが増加している中学生以上から青年期の診療を行うことができる児童精神科医の育成が急務となっている。

希望が丘こども医療福祉センターに児童精神科を常設化したことを機に、ベテラン医師の指導の下、若手医師を臨床で育成する仕組みを導入することで、外来初診の診療待ちが短縮されるなど、大きな効果が出ている。

またチーム医療による総合的な支援の充実を図るため、相談支援や療育指導を行う精神保健福祉士、心理士、作業療法士等の療育人材の育成も並行して行うことで、多職種による切れ目ない支援体制を確立していく必要がある。

本事業は、希望が丘こども医療福祉センターが有する発達障がい児支援のノウハウや研究成果を、巡回訪問相談や研修会等の開催等を通して広く県下に波及させることで、県内全域で不足する発達障がい児者を支援する医師、療育人材の育成やネットワークの強化により、発達障がい児の診療ニーズに応えていくものである。

(2) 事業内容

発達障がい児の診療にあたる医師や療育人材の育成や、発達障がい児医療に関する医学的な研究を行うため、平成27年度より希望が丘こども医療福祉センター内に設置した「発達精神医学研究所」において以下の事業を実施する。

発達障がい診療や支援を通じた医師・療育人材の育成

希望が丘こども医療福祉センターにおいて、ベテラン児童精神科医の指導の下、若手の児童精神科医が発達障がいの外来診療を通じた臨床経験を積むことにより、発達障がいの専門医を育成する。

また、医師のみならず、チーム医療による総合的な支援の充実を図るため、精神保健福祉士、心理士、作業療法士等の療育人材についても、医師の指導のもと、日頃の相談支援や療育指導への従事を通じた育成を図る。

巡回訪問療育支援

児童精神科医と精神保健福祉士、心理士、作業療法士等がチームとなり、県内の療育支援が手薄な地域を対象に年数回訪問し、アウトリーチ型の相談・指導を行う。

発達障がいに関する研究

自閉症スペクトラムや広汎性発達障害、注意欠如／多動性障害など、発達障害に関連する様々な症例を研究対象とし、病理や診断評価、治療やケアのあり方、家族や学校現場、福祉施設における支援方法について研究を行う。

また、発達障がいに関係する県内の医師、療法士等を研究会のメンバー（客員研究員）として登録するとともに、年1回「紀要」を発行し、研究成果の普及を図る。

県内発達障がい医師の人材育成・診療支援

精神科医、小児科医等に対する相談や研修会、講演会等の開催などにより、県内における療育人材のネットワーク化を推進する。

(3) 県負担・補助率の考え方

地域医療介護総合確保基金を活用した県単独事業として実施する。

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	157	講演会・研究会講師謝礼金
旅費	739	研究に係る旅費、巡回訪問療育支援に係る旅費等
需用費	1,339	消耗品、印刷製本費（紀要発行経費、チラシ作製費）
役務費	1,577	電話代、郵便代、電子図書購読料、テープおこし代
使用料	140	講演会会場借り上げ料
負担金	188	各種学会負担金、心理士等研修受講料
合計	4,140	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

発達障がい児の診療にあたる医師や療育人材の育成及び発達障がい児医療に関する医学的な研究を行い、人材育成の手法や療育力向上の取組みを県下に波及させることで、増加している発達障がい児の診療ニーズに応えるための支援体制の強化を目標とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移 (のべ)		現在値 (のべ)	目標 (のべ)	達成率
巡回訪問の回数	0回 (H26)	29回 (H29)	34回 (H30)	40回 (R1)	50回 (R3)	80%
研究成果(紀要)の発行回数	0回 (H26)	2回 (H29)	3回 (H30)	4回 (R1)	6回 (R3)	66%

指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

(令和元年度実績)

- ・発達障がいの外来診療を通じた発達障がい専門医の育成
- ・巡回訪問療育を実施予定(通年)
- ・発達障がいに関する研究内容をまとめた紀要を発行(R2.3)
- ・児童精神保健研究会を実施(R1.9、R2.2)

(前年度の成果)

- ・希望が丘こども医療福祉センターの初診待機者の待機期間が平成27年3月末時点の約7か月待ちから、令和元年5月末時点では児童精神科で約1ヶ月、小児科で約1ヶ月半待ちまで短縮した。
- ・児童精神保健研究会に175名が参加し、発達障がいに対する支援技術等を学んだ。
- ・巡回訪問療育支援を6回実施し、保育園児や小学生に対する療育相談や、指導を行った。
- ・発達障がいに関する研究内容をまとめた紀要を発行し、県内の医療機関、教育機関等に対し、発達障がいに関する啓発を行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、 ：必要性が低い</p>	
(評価)	<p>本事業は、希望が丘こども医療福祉センターが有する発達障がい児支援のノウハウや研究成果を、巡回訪問相談や研修会等の開催などを通して広く県下に波及させることで、県内全域で不足する発達障がい児者を支援する医師、療育人材の育成やネットワークの強化により、発達障がい児の診療ニーズに応えていくものであり、事業継続の必要性が極めて高い。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、 ：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>発達障がい専門医の育成を兼ねた児童精神科医の増員から、希望が丘こども医療福祉センターの初診待機者の待機期間が平成 27 年 3 月末時点の約 7 ヶ月待ちから令和元年 5 月末時点では児童精神科で約 1 ヶ月、小児科で約 1 か半月待ちとなり、大幅な待機期間の削減につながっている。また、県内の医師・療育関係者等に対する研修・相談等により県内各地の診療・療育体制の充実につながっている。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、 ：向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>国の財政支援制度を活用し、県の財政負担を抑制しながら、充実した内容の事業を行うこととしている。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児の増加（初診の数ヶ月待ちが常態化） ・発達障がい児の増加に医師や療育人材の育成が追いついていない。

(次年度の方向性)

<p>発達障がい児の診療ニーズは今後も高まることが予想されるため、研究所を希望が丘こども医療福祉センター内に次年度以降も設置し、事業を継続する。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p>【 課】</p>
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：地方独立行政法人費

事業名 地方独立行政法人評価委員会設置費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部医療福祉連携推進課看護係 電話番号：058-272-1111(内 2538)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 859千円(前年度予算額：859千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	859	0	0	0	0	0	0	0	859
要求額	859	0	0	0	0	0	0	0	859
決定額	859	0	0	0	0	0	0	0	859

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

当委員会は、県が設立団体である4つの地方独立行政法人について、地方独立行政法人法(以下「法」という。)の規定に基づき、主に『各事業年度及び中期目標期間における法人の業務の実績に関する意見の提示及び評価』、『法人の業務方法書、中期目標、中期計画及び財務諸表を知事が作成、認可又は承認する際の意見の提示』、『法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事への意見の申し出』等の業務を行う。

(2)事業内容

各法人の業務実績に関する意見の提示及び評価、法人の財務諸表及び利益処分に対する意見の提示、また、必要に応じて法人の業務運営改善に向けて指導等を行う。

また、公立大学法人岐阜県立看護大学の現中期目標・中期計画が令和3年度末で終了するため、当委員会では、知事が作成する次期中期目標や、法人が作成する次期中期計画の認可の際の意見提示を行う。

〔評価等の対象となる法人〕(いずれも平成 22 年 4 月 1 日設立)

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター(中期目標・計画期間：R1～R6)

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院(中期目標・計画期間：R1～R6)

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院(中期目標・計画期間：R1～R6)

公立大学法人岐阜県立看護大学(中期目標・計画期間：H28～R3)

当委員会の事務局は、医療福祉連携推進課が行い、委員会実施にあたる委員と病院関係者との調整、事務作業等を実施している。

(3) 県負担・補助率の考え方

法第 11 条により、設立団体に地方独立行政法人評価委員会を置くことと規定されているため、その開催経費については県が負担する。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	441	評価委員会委員報酬
旅費	197	評価委員会委員費用弁償等
需用費	94	消耗品費、会議費
役務費	70	通信運搬費
使用料	57	会場使用料
合計	859	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

県が設立団体である4つの地方独立行政法人について、事業年度ごと及び中期目標期間(病院：5年、大学：6年)の業務実績評価を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
会議の開催数	0回 (H20)	3回 (H30)	4回 (R1)	3回 (R2)	4回 (R3)	100%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- (1) 第1回評価委員会：令和2年7月10日(金)開催
- (2) 第2回評価委員会：令和2年8月17日(月)開催
- (3) 第3回評価委員会：令和3年上旬開催予定

(前年度の成果)

- (1) 第1回評価委員会
4法人に対し、令和元年度業務実績評価のためのヒアリングを実施。また、病院3法人については第2期中期目標期間業務実績評価、大学法人については第2期中期目標期間(見込)業務実績評価のためのヒアリングを実施。
- (2) 第2回評価委員会
4法人の令和元年度財務諸表について、法人からの説明及び意見聴取を踏まえ、知事に提出する評価委員会の意見書を決定。また、第1回評価委員会でのヒアリングをもとに作成した評価結果(原案、意見)の決定を実施。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) : 必要性が高い、 : 必要性が低い</p>	
(評価)	<p>評価委員会の開催は地方独立行政法人法(以下「法」という。)で義務付けられている。</p>
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、 : まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>毎年度、法の規定に基づき評価委員会の開催を行っている。</p>
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) : 効率化は図られている、 : 向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>4つの地方独立行政法人の業務実績評価等を行う評価委員会を全て同日開催することで、会議を効率的に開催している。</p>

(今後の課題)

病院3法人の第3期中期目標期間(令和2～6年度)、大学法人の第2期中期目標期間(平成28～令和3年度)における業務実績評価を適切に行う。

(次年度の方向性)

地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要であるため、引き続き法の規定に基づき4つの地方独立行政法人の業務実績評価等を通じて、法人業務が適切かつ効率的に運営されるよう指導していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

